

令和8年（2026年）
第2回定例会

議案概要

（条例・その他）

東京都町田市

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第52号議案 町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】</p>			
<p>保育所等の利用に係る費用の補助又は減免に関する事務について、個人番号による情報連携を行えるようにするため、所要の改正をするものです。</p>			
<p>【議案の内容】</p>			
<p>○ 新たに個人番号を利用する事務及び利用する特定個人情報を、次のとおり定めます。</p>			
<p>個人番号利用事務</p>	<p>特定個人情報</p>		
<p>認可保育所その他の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所を利用する児童の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務であって市規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報</p>		
<p>○ 公布の日から施行します。</p>			
<p>【関係法令】</p>			
<p>○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）</p>			
<p>【改正により何が変わるか】</p>			
<p>○ 本改正により、2027 年度分からの保育所等における給食費の補助及び延長保育料の減免の申請において、課税・非課税証明書等の提出が不要となるため、申請者の負担軽減につながります。</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>総務部 法務課長 坂上 子ども生活部 保育・幼稚園課長 河手</p>	<p>電話</p>	<p>724-2506 724-2138</p>

議案概要

議案名	第 5 3 号議案 町田市減債基金条例		
<p>【議案提出の目的】 市債の償還に必要な財源を確保し、もって将来にわたる市財政の健全な運営に資することを目的として、町田市減債基金を設置するため、制定するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 減債基金の設置、管理、処分等について定めます。○ 減債基金は、経済事情の著しい変動等により財源が不足する場合などにおいて、市債の償還の財源に充てるときに限り処分できるものとします。○ 2026年7月1日から施行します。 <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 地方交付税法（昭和25年法律第211号） <p>【補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 地方交付税法の改正により2026年度から、地方交付税の基準財政需要額の費目に、地方自治体が過去に発行した臨時財政対策債の将来の償還に充てるための経費として、「臨時財政対策債償還基金費」が創設されます。このことに伴い、地方交付税の交付額のうち「臨時財政対策債償還基金費」に相当する額を減債基金に積み立てます。			
問合せ先	財務部 財政課長 高野	電話	724 - 2149

議案概要

議案名	第 5 4 号議案 町田市市税条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 地方税法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 個人住民税関係の主な改正内容は、次のとおりです。（2027年1月1日施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セルフメディケーション税制[*]の適用期限を撤廃します。 			
改正前		改正後	
平成30年度から令和9年度まで		平成30年度以後	
<p>[*]セルフメディケーション税制とは、健康診断等を受けている人が一部の市販薬を購入した際に受けられる医療費控除の特例です。</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の適用期限を延長します。 			
	改正前	改正後	
適用期限	平成22年度から令和20年度まで	平成22年度から令和25年度まで	
居住年	平成21年から令和7年まで	平成21年から令和12年まで	
<p>○ 固定資産税・都市計画税関係の主な改正内容は、次のとおりです。（2027年4月1日施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋及び償却資産に係る免税点（課税対象としない課税標準額の合計額）を引き上げます。 			
資産の区分	免税点		
	改正前	改正後	
土地	30万円	30万円	
家屋	20万円	30万円	
償却資産	150万円	180万円	
<p>【関係法令】</p> <p>○ 地方税法（昭和25年法律第226号）</p>			
問合せ先	財務部 市民税課長 清水 財務部 資産税課長 市川	電話	724-3067 724-2116

議案概要

議案名	第55号議案 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をします。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 満3歳以上限定小規模保育事業に関する規定を加えます。○ 公布の日から施行します。 <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）○ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）○ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） <p>【補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 満3歳以上限定小規模保育事業とは、3歳から5歳までの子どもを対象とした小規模保育事業です。これまでの小規模保育事業は原則3歳未満の子どもを対象としていましたが、児童福祉法の改正により2026年4月から満3歳以上限定小規模保育事業が全国で実施できることとなりました。			
問合せ先	子ども生活部 保育・幼稚園課長 河手	電話	724-2138

議案概要

議案名	第56号議案 町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）に基づく児童に対する性暴力等の防止のための措置に関する規定を加えます。○ 満3歳以上限定小規模保育事業に関する規定を加えます。○ 保育士の数の算定に当たって、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等を1人に限り保育士とみなすことができることとします。○ 公布の日から施行します。ただし、第13条（児童対象性暴力等の防止）の規定は、2026年12月25日から施行します。 <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）○ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）○ 児童福祉法（昭和22年法律第164号） <p>【補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 2026年12月25日から施行される「こども性暴力防止法」では、子どもに教育・保育等を提供する事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする子どもへの性暴力を防ぐための措置が義務付けられます。○ 満3歳以上限定小規模保育事業とは、3歳から5歳までの子どもを対象とした小規模保育事業です。これまでの小規模保育事業は原則3歳未満の子どもを対象としていましたが、児童福祉法の改正により2026年4月から満3歳以上限定小規模保育事業が全国で実施できることとなりました。			
問合せ先	子ども生活部 子育て推進課長 田中	電話	724-4467

議案概要

議案名	第57号議案 町田市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）に基づく児童に対する性暴力等の防止のための措置に関する規定を加えます。○ その他文言の整理を行います。○ 公布の日から施行します。ただし、第13条の2（児童対象性暴力等の防止）の規定は、2026年12月25日から施行します。 <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）○ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）○ 児童福祉法（昭和22年法律第164号） <p>【補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 2026年12月25日から施行される「こども性暴力防止法」では、子どもに教育・保育等を提供する事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする子どもへの性暴力を防ぐための措置が義務付けられます。○ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、生後6か月から満3歳未満までの保育所等に通っていない子どもが、保護者の就労状況にかかわらず、月一定時間まで保育所等に通園できる制度です。			
問合せ先	子ども生活部 子育て推進課長 田中	電話	724-4467

議案概要

議案名	第58号議案 町田市中心市街地開発推進基金条例		
<p>【議案提出の目的】 中心市街地の再開発に必要な資金を積み立てることを目的として、町田市中心市街地開発推進基金を設置するため、制定するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 中心市街地開発推進基金の設置、管理、処分等について定めます。○ 中心市街地開発推進基金は、中心市街地の再開発に際して、必要な公共施設の整備等の経費に充てる場合に限り処分できるものとします。○ 2026年7月1日から施行します。			
問合せ先	都市づくり部 都市政策課 中心市街地開発推進室長 及川	電話	851-7576

議案概要

議案名	第59号議案 町田市下水道条例の一部を改正する条例
-----	---------------------------

【議案提出の目的】

下水道事業の経営健全化を図ることを目的として、下水道使用料を改定するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 下水道使用者から徴収する下水道使用料の基本使用料及び従量使用料を次のとおり改定します。

(下水道使用料・税抜き)

汚水の種別	使用料の区分	排除汚水量	改定前	改定後
一般 汚水	基本使用料	—	560円	740円
	従量使用料 (1 m ³ につき)	8 m ³ まで	0円	30円
		8 m ³ を超え 20 m ³ まで	110円	130円
		20 m ³ を超え 30 m ³ まで	140円	170円
		30 m ³ を超え 50 m ³ まで	170円	210円
		50 m ³ を超え 100 m ³ まで	200円	250円
		100 m ³ を超え 200 m ³ まで	230円	290円
		200 m ³ を超え 500 m ³ まで	270円	340円
		500 m ³ を超え 1000 m ³ まで	310円	390円
1000 m ³ を超える分	345円	440円		
浴場 汚水	基本使用料	—	280円	370円
	従量使用料 (1 m ³ につき)	8 m ³ まで	0円	40円
		8 m ³ を超える分	35円	40円

【モデルケースにおける下水道使用料 (1か月・税抜き)】

モデルケース	単身世帯	3~4人家族	飲食店	工場・病院	大学・百貨店
排除汚水量	8 m ³	20 m ³	500 m ³	2,000 m ³	4,000 m ³
改定前	560円	1,880円	120,680円	620,680円	1,310,680円
改定後	980円	2,540円	151,940円	786,940円	1,666,940円
差額	420円	660円	31,260円	166,260円	356,260円

○ 2027年1月1日から施行します。

問合せ先	下水道部 下水道経営総務課長 三浦	電話	724-4287
------	-------------------	----	----------

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第60号議案 町田市中学校給食センター条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】</p>			
<p>鶴川エリア中学校給食センターの多目的室を公の施設として広く市民の利用に供するため、所要の改正をするものです。</p>			
<p>【議案の内容】</p>			
<p>○ 鶴川エリア中学校給食センターの多目的室の設置、使用料、使用手続等に関する規定を加えます。</p>			
<p>施設名</p>	<p>使用単位及び使用料の額</p>		
	<p>午前（午前9時～正午）</p>	<p>午後（午後1時30分～午後5時30分）</p>	<p>全日（午前9時～午後5時30分）</p>
<p>多目的室</p>	<p>910 円</p>	<p>1,220 円</p>	<p>2,130 円</p>
<p>キッチン（附属設備）</p>	<p>500 円</p>	<p>500 円</p>	<p>1,000 円</p>
<p>○ 2026年7月1日から施行します。</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>学校教育部 保健給食課長 林</p>		<p>電話 724-2177</p>

議案概要

議案名	第 6 1 号議案 町田市民病院使用条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 後発医薬品の使用の促進を目的として、長期収載品選定療養費を改定するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 長期収載品選定療養費の額を、先発医薬品（長期収載品）と後発医薬品（ジェネリック医薬品）の価格差の 4 分の 1 相当の額から 2 分の 1 相当の額に改めます。○ 2026 年 7 月 1 日から施行します。 <p>【補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 長期収載品選定療養費とは、後発医薬品がある薬について先発医薬品の処方を希望される場合に、通常の患者負担とは別に支払う特別の料金です。○ 「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養等の一部を改正する告示」（令和 8 年厚生労働省告示第 116 号）により、基準額が改められたことに伴い、使用料の改定を行うものです。			
問合せ先	市民病院事務部 医事課長 渡辺	電話	722-2230

議案概要

議案名	第 6 2 号議案 町田市教育センター解体工事請負契約
------------	------------------------------------

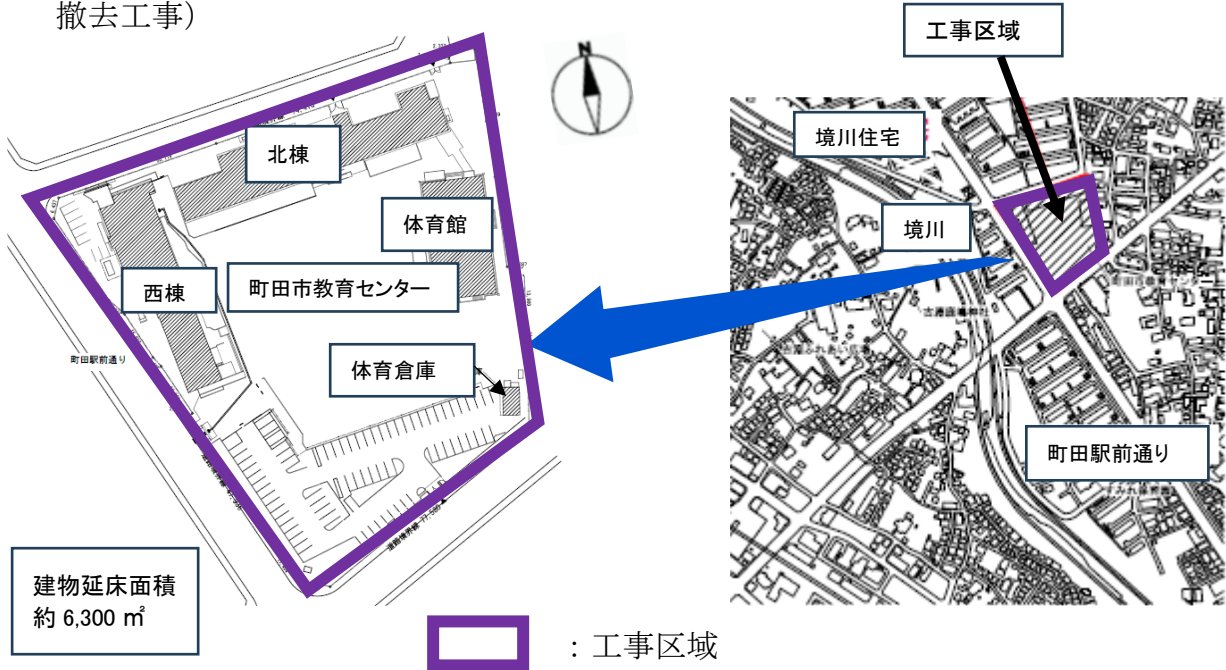
【議案提出の目的】

(仮称) 子ども・子育てサポート等複合施設の建設に伴い、既存建築物である町田市教育センターを解体するため、工事請負契約を締結するものです。

【議案の内容】

○ 工事内容

町田市教育センターの解体（校舎西棟・校舎北棟・体育館・体育倉庫他解体工事、外構撤去工事）



建物延床面積
約 6,300 m²

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結）
- 地方自治法施行令第 121 条の 2 の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約）

【契約の概要】

- 契約目的 町田市教育センター解体工事
- 契約方法 条件付一般競争入札
- 契約金額 481,250,000 円
- 契約相手方 株式会社丸利根アペックス
代表取締役 門田 康一
東京都三鷹市深大寺二丁目 40 番 3 号
- 工期 契約開始日から 2027 年 7 月 30 日まで

問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 佐々木	電話	724-2523
	(工事内容) 財務部 営繕課長 長谷		724-1293
	(事業内容) 政策経営部 企画政策課 公共施設再編担当課長 渋谷		724-2103

議案概要

議案名	第63号議案 鶴川駅北口広場バスシェルター建築工事（3期）請負契約の変更契約		
<p>【議案提出の目的】 中東情勢の悪化に伴い、バスシェルターの塗装に用いるシンナー製品の不足が発生し、設置が遅延することから、工期延伸及び工期延伸に伴う契約金額の変更契約を締結するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 履行期限の変更 履行期限を2026年9月4日から2026年12月4日に変更します。 ○ 契約金額の変更 契約金額を212,074,720円から219,351,000円に変更します。（7,276,280円増） <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第121条の2の2第1項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約） <p>【契約の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約目的 鶴川駅北口広場バスシェルター建築工事（3期） ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 変更前の金額 212,074,720円 変更後の金額 219,351,000円 ○ 契約相手方 株式会社イワヲ建設 代表取締役 鈴木 成彦 東京都町田市能ヶ谷四丁目22番11号 ○ 工期 変更前の工期 2025年12月23日から2026年9月4日まで 変更後の工期 2025年12月23日から2026年12月4日まで <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中東情勢の悪化に伴うナフサ不足から、バスシェルターの塗装に用いるシンナー製品が入手困難となり、工場で製作するバスシェルターの塗装を行えず、現地への納品が遅れているため、工期を延伸するものです。 			
問合せ先	（契約内容）財務部 契約課長 佐々木 （工事内容）財務部 営繕課長 長谷 （事業内容）道路部 道路整備課長 込山	電話	724-2523 724-1293 724-1125

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第64号議案 金森五丁目地内外雨水管渠改修工事請負契約の変更契約</p>		
<p>【議案提出の目的】 中東情勢の悪化に伴い、管渠改修工事に必要な表面部材の不足が発生し、補修部材の製作に時間を要したことから工期を延伸するため、変更契約を締結するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 履行期限の変更 履行期限を2026年7月31日から2026年8月31日に変更します。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第121条の2の2第1項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）</p> <p>【契約の概要】 ○ 契約目的 金森五丁目地内外雨水管渠改修工事 ○ 契約方法 随意契約 ○ 契約金額 338,800,000円 ○ 契約相手方 管清工業株式会社 西東京営業所 所長 永橋 一利 東京都立川市羽衣町三丁目11番2号</p> <p>○ 工 期 変更前の工期 2025年9月8日から2026年7月31日まで 変更後の工期 2025年9月8日から2026年8月31日まで</p> <p>【経緯】 ○ 中東情勢の悪化に伴うナフサ不足から、表面部材の調達に遅延が発生し、補修部材の製作に当初の想定を上回る時間を要したため、工期を延伸するものです。</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>(契約内容) 財務部 契約課長 佐々木 (工事内容) 道路部 道路維持課長 家木</p>	<p>電話</p>	<p>724-2523 724-4458</p>

議案概要

議案名	第65号議案 土地の買入れについて（（仮称）大戸広場（町田都市計画緑地事業第35号相原大谷戸緑地））
-----	--

【議案提出の目的】

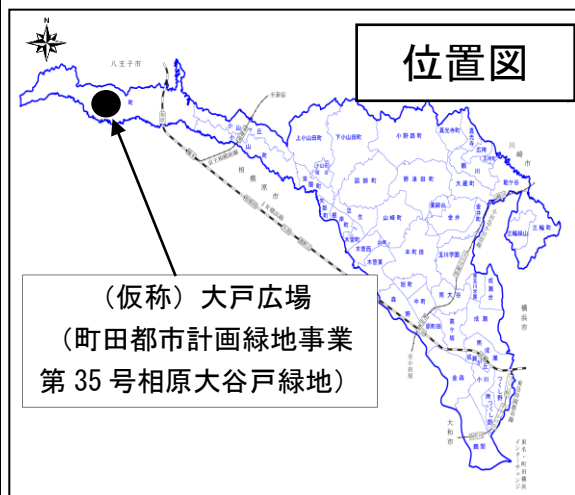
相原地区資源ごみ処理施設整備に伴う周辺の環境整備を促進するため、（仮称）大戸広場（町田都市計画緑地事業第35号相原大谷戸緑地）の用地を取得するものです。

【議案の内容】

- 買入れ予定日 2026年9月3日
- 買入れ相手方 町田市森野二丁目2番22号 町田市役所内 町田市土地開発公社
- 買入れ所在地 町田市相原町字大谷戸3877番2 ほか11筆
- 買入れ面積 9,927.18㎡
- 買入れ価格 35,873,834円（1㎡あたり約3,614円）

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第8号（財産の取得）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条（議会の議決に付すべき財産の取得または処分）



問合せ先	都市づくり部 公園緑地課長 神谷	電話	724-4397
------	------------------	----	----------